

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

飯田市

### 2 構造改革特別区域の名称

南信州飯田果実酒特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

飯田市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置

飯田市（以下「本市」という）は、長野県の最南端伊那谷のほぼ中央に位置し、古くから東西の文化の交流結節点として栄えた歴史を有する、伊那谷における中心的な都市である。

東に赤石山脈と伊那山脈、西に木曾山脈がそびえ、伊那谷の中央を北から南に流れる天竜川など多くの優れた自然環境が存在する。赤石山脈や木曾山脈などの隆起による断層と天竜川やその支流による侵食の働きによりできた伊那谷特有の複合段丘や支流などによってできた扇状地などが重なり合った美しい自然景観は、本市の特徴となっている。

本市南部では現在、三遠南信自動車道が飯田市～浜松市間の開通を目指し整備中である。また北部では平成 33 年に中央自動車道座光寺 P A にスマート I C が供用される予定であるほか、平成 39 年の開業を目指し、リニア中央新幹線とその中間駅の整備が進められている。

#### (2) 気候

寒冷な長野県内においては最も温暖な地域であり、日照時間が長い。冬季の降雪量は最深積雪が平均 20cm 前後であるが、南岸低気圧により稀に激しい降雪も見られる。降水量は年間を通じ県北部に比して若干多く、特に夏季の降雨量が多い。夏季は暑く、猛暑日になることもしばしばあり、特に南信濃地区は全国的に猛暑地域として名高い。ただし朝晩は涼しく、苛烈な熱帯夜は

無い。

### (3) 人口

これまで複数の合併等により、平成12年頃には11万人を超えていた人口も、以後漸減しており、平成29年1月1日現在で103,507人と、現在も減少傾向にあり、地域の魅力ある企業への就業あっせんによる若者の流出抑制と、都市間交流の促進によるUターン・Iターンの増加、中でも農業の担い手となる新規就農者の獲得が急務となっている。

### (4) 産業

当地域は工業出荷額が3,975億円、農業生産額は235億円、観光消費額は110億円となっている。工業出荷額についてはリーマン・ショック時に前年比3割程度減少したが、現在はリーマン・ショック以前の9割まで回復している。

農業生産額の42.7%は果樹であり、次いで稲作20.5%となっている。農業生産額は年々減少傾向にあり、販売農家の著しい高齢化と慢性的な担い手の不足などから、農地の遊休荒廃地化が急速に進み、現在、農業振興地域の農用地区域内において224haもの遊休荒廃地が発生しており、その多くは中山間地域に存在していることから、当該地域の深刻な宿痾となっている。

総農家数は平成17年から平成27年の10年間で15.8%、販売農家数に至っては、27%もの大幅な減少となっていることに加え、販売農家の約4割は70歳以上の高齢者であり、今後いかに担い手を確保していくかが喫緊の課題となっている。また、遊休荒廃地化は農業だけの問題にとどまらない。地域にとって、多面的な機能を有する「農地」は、集落コミュニティを形成する重要な基盤であるが、前回(平成20年)の特別管理から現在までの農業振興地域内の農用地区域からの除外面積は約21haに及び、抑制的ではあるものの、その多くが宅地や駐車場として転用されているほか、農用地区域外の農地に至っては、これらに加えて商用店舗や、景観の悪化が懸念される太陽光発電施設に多く転用され、今日の農地のスプロール化と、景観の著しい悪化を招くとともに、先人達が伝統的に地域づくりの拠り所としてきた、「結い田」(当市名「いいだ」の語源ともいわれる、集落の互助による営農活動とそれを基幹としたコミュニティを指す)の精神を根底から揺るがせ、コミュニティは希薄となり、集落外、ひいては市外・県外への転出などによる空き家の増加などと相俟って、地域の一層の疲弊を招いている。

### (5) 観光

市内の主要な観光地利用者数は、平成23年に58万7,400人、平成27年は86万2,600人と徐々に増加傾向にある。今後、三遠南信自動車道の開通やリ

ニア中央新幹線の開業を見据え、豊かな観光資源の保全と活用により地域固有の魅力を磨き上げるとともに、これらの観光資源を素材にしながら、多様化した旅行形態や旅行者ニーズに柔軟に対応できる観光プログラムづくり、とりわけグリーン・ツーリズムのメニュー拡充を検討していく。

#### (6) 規制の特例措置を講じる必要性

果実酒やリキュールという新たな特産品の開発は、農業の6次産業化による農家所得の向上が期待されるほか、農業の新たな魅力が創出されることにより、新規就農者を始めとする担い手の確保につながり、併せて遊休農地の再利用や発生を抑制することが見込まれる。また、酒造業の新規起業に伴い雇用が創出され、若者の流出抑制の一助となることも期待される。

しかしながら、酒類の製造免許を取得するには、酒税法の規定により最低製造数量基準以上の製造を行わなければならない、発展途上であり販路がまだ脆弱な新規事業者には在庫リスクが重くのしかかり、起業の妨げになっていることから、本特例措置は不可欠である。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

上記4(4)において述べたとおり、総農家数と農業従事者数は年々減少しており、中でも販売農家については後継者がいない農家が62%を占めるなど、担い手の不足は非常に深刻である。またこれに連動し、遊休荒廃地も年々増加の一途をたどっており、これらへの対策については、もはや一刻の猶予も許されない危機的な状況にある。

このような中、果実酒やリキュールという新たな特産品を開発することは、本市の農産物販売額の約43%を占める果樹農家の所得向上につながり、担い手の確保にもつながることが期待される。またさらなる所得向上のため、遊休農地に新たな果樹を植えるなどの取り組みにより、遊休荒廃地化の抑制効果も望める。さらに、農業者による6次産業化や、酒造業の新規起業者の出現に伴い、地域雇用が創出され、若者の県外流出抑制や、UIターンの増加も期待される。

来たるべき三遠南信自動車道の開通、そしてリニア中央新幹線の開業を見据えたとき、新たな特産品の開発は、当市のみならず南信州地域全体、そしてこの2つの新たなゲートウェイによって当地を訪れるお客様へのおもてなしとして、必要不可欠である。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本計画に併せて農業の第6次産業化を推進することにより、これまでその卓越した品質から、そのほとんどが主に生食用の高級贈答品として販売されているりんごや梨、桃、ぶどうについて、既存のジュースやジャムといった定番加工品に加え、りんごのシードルやその他果実のリキュール、ぶどうのワインなど、新たな高付加価値製品の開発を促進し、販売果樹農家の所得向上と経営の安定を図り、農家後継者や新規就農者を確保し、もって遊休農地の発生抑制を図る。

また、前述の新たな2つのゲートウェイの開通を見据え、この特産品を新たな観光資源として活用することにより、都市間交流を活発にし、当地域の活性化を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 特産酒類の製造（新規製造）

計画の実施により、地域の特産物として指定された農産物を用いた果実酒又はリキュールの製造、販売について新規起業が可能となる。

単位：キリットル

果実酒等 製造数量(新規)	平成 29 年度	平成 30 年度(目標)	平成 34 年度(目標)
	-	2	6

### (2) 農産物販売額

計画の実施により、地域の特産物として指定された農産物を用いた果実酒又はリキュールの原料として、果樹販売額の増加が見込まれる。

単位：千円

農産物(果樹) 販売額	平成 27 年度	平成 30 年度(目標)	平成 34 年度(目標)
	2,600,000	2,600,000	2,670,000

### (3) 遊休農地の解消

計画の実施により、果樹生産の増加が期待される。遊休農地に果樹を栽培することにより、遊休農地の解消を図る。

単位：ha

新規果樹 生産面積	平成 29 年度	平成 30 年度(目標)	平成 34 年度(目標)
	-	1	2

## 8 特定事業の名称

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域において生産される地域の特産物として指定された農産物(りんご、梨、西洋梨、梅、柿、桃、栗(リキュールの原料とする場合に限る。))、すもも、キウイ、ぶどう、さくらんぼ、ブルーベリー又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの)を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

飯田市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物(りんご、梨、西洋梨、梅、柿、桃、栗(リキュールの原料とする場合に限る。))、すもも、キウイ、ぶどう、さくらんぼ、ブルーベリー又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの)を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当市が地域の特産物として指定した農産物(りんご、梨、西洋梨、梅、柿、桃、栗(リキュールの原料とする場合に限る。))、すもも、キウイ、ぶどう、さくらんぼ、ブルーベリー又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの)を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げ

られ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業の第6次産業化、新たな特産品、観光資源の創出、農業生産の拡大による新規及び若者就農、遊休農地の解消が図られるとともに、観光客など都市部との交流拡大により地域の活性化が期待される。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に反しないよう、指導及び支援を行う。